

第11章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 造 林

(1) 造 林 事 業

ア 子算の概要等

昭和62年7月森林資源に関する基本計画が改定（閣議決定）され、従来の拡大造林に重点を置いた造林施策を見直し、単層林の適正な整備に加え、複層林や育成天然林の積極的な整備を推進する方向が打ち出された。造林補助事業においても、この基本計画の改定の方に即した技術的な再編・整備を既に行い、62年度から新たな制度のもとで事業に着手しているところである。さらに、3年度には、着目する森林の機能や事業の目的等により、事業体系を5事業区分に改正し、NTT資金及び生活関連重点化枠を活用しつつ、植栽から保育に至る体系的な事業の実施、複層林及び育成天然林の整備等地域の特性に応じた着実な森林の造成・整備を推進したところである。5年度の国庫補助予算は表1に示すとおりであり、総額541億9,200万円と前年度の総額456億4,100万円に比べ18.7%増となっている。

イ 一般造林事業

(ア) 単層林整備

a 人工造林

人工造林とは森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行うもので、5年度補助実績は7,573haとなっている。

b 保育

保育とは林木の健全な成長の促進を目的として、下刈、雪起こし、倒木起こし、除・間伐を行うもので、5年度補助実績は33,247haとなっている。

(イ) 複層林整備

複層林の造成を目的として受光伐、枝払い、樹下植栽、保育、複層林作業路の開設などを行うもので、5年度補助実績は3,558haとなっている。

(ウ) 育成天然林整備

優良な天然林の育成を目的として、地表かき起こし等更新補助作業や不用木等の除去等の改良、保育、育

成天然林作業路の開設などを行うもので、5年度補助実績は8,788haとなっている。

(エ) 不発弾等事前探査

沖縄県の本島中南部地域を主体として、不発弾等の有無を確認するための磁気探査等を行う事業で、5年度補助実績は8haとなっている。

ウ 森林総合整備事業

この事業は、造林事業の面的総合化、林業従事者の雇用の安定化を図るため、森林総合整備地域において、造林事業を集团的、計画的、組織的に行うものである。5年度においては、全国で新たに20地域が森林総合整備地域として指定され、54年度から5年度までの累計で1,798地域となった。また、3年度から広域的な流域管理の重要性にかんがみ、広域森林総合整備事業を区分実施することとし、5年度は80地域が指定された。

(ア) 単層林整備

a 人工造林

作業内容は一般造林事業と同じである。（以下のb、(イ)、(ウ)、についても同様。）5年度補助実績は17,192haとなっている。

b 保育

4年度補助実績は303,804haとなっている。

(イ) 複層林整備

5年度補助実績は8,571haとなっている。

(ウ) 育成天然林整備

5年度補助実績は18,306haとなっている。

(エ) 環境林整備

5年度は10地域で実施された。

(オ) 総合施業林整備

5年度は3地域で実施された。

エ 森林整備促進特別緊急対策事業

この事業は、持続的な生産活動の確保を図りつつ、質の高い森林整備の推進と齢級構成の平準化に資するため、長伐期化のための高齢級林分に対する抜き切り等の保育、基幹作業路の重点的な整備を行う事業である。5年度は50地域で実施された。

オ 森林生産構造整備推進事業

この事業は、森林資源の熟度が高いものの、森林構造に偏りがみられる地域の森林を対象として、人工林

の齢級構成の平準化、複層林化、天然林の育成等を実施することにより、林業生産基盤としての多様な構造を有する森林の整備を図るものである。5年度は113地域で実施された。

カ 長伐期高度機能林整備事業

この事業は、森林の有する公益的機能の持続的高度発揮が求められている公有林及び森林整備法人等が所有する分取林を対象とし、標準伐期齢を超えて維持される長伐期林の育成・整備を行う事業である。5年度補助実績は、機能増進保育786haとなっている。

キ 特定保安林整備緊急造林事業

この事業は、保安林整備臨時措置法第8条の規定により指定された特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、特定保安林緊急整備計画に基づき当該特定保安林の早急な整備を行う事業である。5年度補助実績は人工造林32ha、改良150ha、保育1,507haとなっている。

ク 公的分取林整備推進事業

この事業は、公益的機能の維持増進を図るために適切な整備を求められている森林について、分取方式による適切な森林整備を推進する事業であり、5年度に創設された。5年度補助実績は31,731haとなっている。

ケ 特殊林地改良事業

この事業は、林木の成長が不良な土地の土壌条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壌改良木を含む苗木の植栽、種子の播付け、施肥、特殊な地拵え、その他これらに準ずる作業を行う事業である。5年度補助実績は160haとなっている。

コ 松林保護樹林帯緊急造成事業

この事業は、松くい虫被害対策としての樹種転換を目的として行う事業である。5年度補助実績は、単層林整備2,755ha、育成天然林整備506haとなっている。

サ 集落周辺森林整備事業

この事業は、中山間地域の集落周辺地域等において、地域の実情に応じた多様な森林資源の充実を図るとともに、生活環境保全機能、保健文化機能等の高度発揮に資する森林の整備を目的とする事業である。5年度は65地域で実施された。

シ 地域森林環境整備事業

この事業は、居住地周辺の人工林において、森林の公益的機能の高度発揮等が求められている地域の人工林を対象に、林内環境の改善、森林空間等の森林環境整備を目的とする事業である。5年度には、47地域で実施された。

ス 緑化樹林整備事業

この事業は、里山地域の森林において、郷土樹種等を使用した森林整備（作業路開設を含む）及び付帯施設整備を行うことにより、森林資源の充実、生活環境の保全、保健文化機能等公益機能の向上を図るとともに、公共用の緑化木需要にも対応することを目的とする事業である。5年度には、14地域で実施された。

セ 健康とゆとりの森整備事業

この事業は、都市近郊、農山村地域等において、森林の密度調整、樹種構成の多様化、林内歩道等の作設等を行うことにより、国民が森林とふれあい、快適かつ安全に自然を享受できる自然度の高い森林空間の整備等を行う事業であり、5年度には、22地域で実施された。

表 1 5年度造林事業予算

(単位: ha, 地域, 百万円)		事業量	国 費
一 般 造 林 事 業		66,220	7,779
単 層 林 整 備		52,190	6,700
複 層 林 整 備		3,146	292
育 成 天 然 林 整 備		10,869	768
不 発 弾 等 事 前 探 査		15	19
地域森林資源構造整備事業		332,076	34,340
森 林 総 合 整 備 事 業		257,180	23,666
単 層 林 整 備		214,949	18,100
複 層 林 整 備		5,177	930
育 成 天 然 林 整 備		37,054	3,928
環 境 林 整 備		10地域	104
総 合 施 業 林 整 備		3地域	86
修 景 林 整 備		35地域	517
森林整備促進特別緊急対策事業		25,865	4,825
単 層 林 整 備		20,070	3,512
複 層 林 整 備		2,285	540
育 成 天 然 林 整 備		3,510	773
森林生産構造整備推進事業		13,002	1,669
単 層 林 整 備		10,307	1,210
複 層 林 整 備		992	217
育 成 天 然 林 整 備		1,703	242
長伐期高度機能林整備事業		1,004	229
特定保安林整備緊急造林事業		1,982	367
公的分取林整備推進事業		33,043	3,584
特 定 森 林 改 良 事 業		13,628	2,292
特 殊 林 地 改 良 事 業		333	309
松林保護樹林帯緊急造成事業		13,295	1,983
特 定 森 林 環 境 整 備 事 業			3,648
集落周辺森林整備事業		65地域	1,649
地域森林環境整備事業		47地域	980
緑 化 樹 林 整 備 事 業		14地域	1,019
環 境 保 全 森 林 整 備 事 業			6,048
健康とゆとりの森整備事業		22地域	4,812
創 造 の 森 整 備 事 業		19地域	1,193
防 火 森 林 整 備 事 業		5地域	44
合 計			54,107
造 林 事 業 調 査 費			85
総 計			54,192

(注) 1 四捨五入のため計と一致しない。

2 指導監督事務費は各事業に含めた。

ソ 創造の森整備事業

この事業は、都市近郊において、地域の人々が森林・林業に親しみ、快適かつ安全に自然を享受できるような保健、文化、教育的機能を有する多様な森林の整備等を行う事業である。5年度に創設され、19地域で実施された。

タ 防火森林整備事業

この事業は、林地開発等に伴う森林と住宅に近接化等により林野火災被害の危険性の増大に対処して、林野火災の予防、延焼防止を図るため、防火機能の高い森林の整備を行う事業である。5年度は5地域で実施された。

(2) 森林災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び政令に基づき激甚災害として指定され、農林水産大臣が告示する市町村内の被害森林（人工林）に対して、二次災害の防止、森林のもつ公益的機能の早期かつ的確な復旧を図る観点から、被害木等の伐倒・搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き起こし及び作業路の開設を行うもので、5年度の補助実績は5,004haとなっている。

(3) 林木育種事業

林木育種事業は、森林の遺伝的素質を改善し、もって林業の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、林木の成長量の増大、材質の改良、各種被害に対する抵抗性の向上その他の林木が有する諸特性の向上を図ることを目的として推進している。

林木育種事業推進の中核組織である林木育種センターは、平成5年度、6億2,732万1千円の経費をもって、育種素材の育成管理、原種等の増殖配布、検定林等の調査管理、育種事業の展開に必要な交雑育種事業化プロジェクト、組織培養技術実用化プロジェクト等の諸技術の開発、地域病虫害抵抗性育種事業、農林水産ゾーンバンク事業及び海外林木育種技術協力推進事業等を実施した。

平成5年度の委託費は、1,748万2千円であり、遺伝子保存林保全に関する調査、雄花着花性に関する調査及び広葉樹の優良形質木の育種に関する調査を実施した。

平成5年度の都道府県に対する補助金額は、8,514万3千円であり、事業実施状況は次のとおりである。

ア 気象害抵抗性等次代検定事業

気象害抵抗性等苗木の遺伝的特性及び環境適応性を把握するため、検定林13haの設定等を実施した。

イ 地域特性品種育成事業

各地域の森林に埋もれた遺伝的特性を有する特用林

産用樹木、山菜等の品種改良を行うとともに、その普及を図るため、302クローンの候補木の選定等を実施した。

ウ 東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業

東北地方等において、マツノザイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図るため、669クローンの候補木の選出等を実施した。

エ 採種園・採穂園改良事業

林木育種の効果をさらに高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供し、もって林木の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、次代検定林調査データ等の解析結果に基づいて225haの採種園・採穂園の改良を実施した。

(4) 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 普通母樹林整備事業

林業種苗法に基づき指定した採取源について都道府県が保護又は管理の指導及び種子の結実状況調査を行う事業である。5年度は補助金額210万9千円で実施した。

イ 着花結実促進事業

指定採取源である育種母樹林に対し、都道府県が着花結実を促進するためにジベレリン処理を行う事業である。5年度は補助金額173万4千円で実施した。

ウ 種子採取事業

造林事業を計画的に推進するためには優良な種子を安定的に確保する必要がある。

このため、都道府県が指定採取源等から種子の採取を行う事業である。5年度は補助金額5,915万2千円で実施した。

エ 採取園カメムシ等防除対策事業

採取園において、カメムシ類の被害実態調査を実施し、現地に即応した防除体系を確立する事業である。5年度は補助金額630万1千円により実施した。

オ 種苗表示証明制度運営事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査を行う事業である。5年度は補助金額266万1千円により実施した。

カ 苗木生産流通対策事業

(7) 都道府県需給調査事業

林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、

造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行う事業である。5年度は補助金額139万7千円で実施した。

(4) 緑化木需要安定対策事業

環境緑化木の需要に対して的確な供給を確保するためには生産の安定と流通の円滑化を図る必要がある。

このため、都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う事業である。5年度は補助金額241万円で実施した。

(ウ) 苗木生産技術向上・経営合理化推進事業

多種多様な苗木の生産を安定的、効率的に行うことを目的とした多樹種育苗生産供給センターの整備及び広葉樹さし木苗木生産技術の普及・定着を目的としたモデル育苗標準の作成を行う事業である。5年度は補助金額1,915万8千円で実施した。

(エ) 苗木生産流通安定総合対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。5年度は補助金額1,098万円で実施した。

キ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林については指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。5年度は1,165万円を補償した。

ク 森林調整基盤高度化推進調査

苗木生産者の経営実態及び今後の経営に関する意向等を調査し、これをもとに今後における苗木の安定供

給体制のあり方について検討、取りまとめる事業である。5年度は210万3千円で全国山林種苗協同組合連合会に委託した。

2 基盤整備

(1) 林道事業

林道事業は林業基本法(昭和39年法律第161号)第10条の規定による「森林資源に関する基本計画」及び森林法(昭和26年法律第249号)第4条の規定による「全国森林計画」に基づき、民有林の生産基盤を整備する目的で実施している。

また、NTT無利子貸付金により、林道、治山、造林事業を有機的に関連付け、山村地域の住民の定住条件の整備を図る等、各種プロジェクトを実施している。

平成4年度民有林林道事業予算は表2のとおりである。

ア 民有林林道開設事業

(ア) 広域基幹林道

森林の多面的機能の発揮が期待される広域な森林地域を開発管理する骨格的林道である。

起点、終点は国・県道等に連結し、地域内の集落、林業団地、森林景勝地、市場等を結ぶことによって、林業労働力を有効に活用しつつ、分散している林業団地の広域化、組織化による生産性の向上及び健全な森林管理による水資源のかん養と森林レクリエーション機能の発揮のほか、併せて山村地域の振興等を目的とする林道である。

表2 平成5年度民有林林道事業予算(通常分+N T T分+生活関連)

区 分		延長 km	事業費 千円	国費 千円
一般林道	1 開設事業	976	98,520,072	49,929,855
	広域基幹林道	439	53,776,546	27,656,000
	普通林道	537	44,743,526	22,273,855
	2 改良事業	0	7,076,001	2,906,000
	3 林業地域総合整備事業	(292地区) 384	34,612,018	18,326,000
	林業地域総合整備事業	(273地区) 273	30,335,394	16,196,000
	高密度林道網整備事業	(19地区) 57	4,276,624	2,130,000
	4 調査事業		75,040	75,040
	5 後進地域補助率差額計	(292地区) 1,360	140,283,131	75,377,000
	農免林道	(541km) 12	15,720,000	6,724,000
農免林道	1 農免事業	(541km) 12	1,456,000	738,000
	峠越連絡林道	(541km) 0	14,264,000	5,986,000
	2 後進地域補助率差額計	(541km) 12	15,720,000	6,867,000
合 計		1,372	156,003,131	82,244,000

(注) 農免林道の延長欄の()は舗装延長。

(4) 普通林道

a 普通林道

広域基幹林道等を補完して、直接林業経営に必要な林道で、林道施業の能率化等に効果を発揮するものである。

b 森林造成林道

森林の造成（間伐、複層林施業推進、特定保安林緊急整備、森林災害等復旧）を目的とする林道である。

c 地域改善対策林道

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく対象地域の林業の振興を図り、もって経済力の培養、住民の生活安定及び福祉の向上等に資するため開設する林道である。

イ 民有林林道改良事業

この事業は車両の大型化・重量化等に伴い、開設当時の構造・規格では対応できなくなった既設林道について、輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的要請に対応するよう整備するものである。

(7) 事業内容

a 橋りょう改良、b 局部改良、c 雪害防止、d ずい道改良、e 幅員拡張、f 法面保全、g 山火事防止、h ふれあい施設整備

ウ 林業地域総合整備事業

(7) 林業地域総合整備事業

この事業は、林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の生産基盤と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

a 事業実施区分

(a) 林業集落定住基盤整備事業

中山間地域において林業従事者等が定住できる健全な山村の生活環境の整備を重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)、(c)及び必要に応じて(d)の事業を実施するものである。

(b) 林業地域環境整備事業

山村地域の過疎化・高齢化の深刻化等に対処するため、立ち遅れた生活環境整備を特に重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)及び(c)の事業を必須事業として実施するものである。

(c) フォレストアメニティ整備事業

森林レクリエーションや教育文化活動に適した優れた森林資源を有する地域において、フォレストアメニティ（森林公園）施設の整備を重点的に実施する事業

であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)及び(d)の事業を必須事業として実施するものである。

(d) 森林コミュニティ整備事業

森林の多目的利用が可能な地域を対象に、都市と山村の活性化を目的とした滞在施設型の基盤整備を重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)及び(e)の事業を必須事業として実施するものである。

b 事業内容

(a) 林業地域総合整備事業全体計画調査

本事業の円滑な推進に資するための全体計画調査

(b) 生産環境基盤整備事業

① 林道整備事業

林業の生産性を高め、林業経営の近代化、合理化を図るために必要な林道を整備する事業

② 林業施設用地整備事業

合理的な林業経営の実施に必要な林業用施設の用地を整備する事業

③ 作業ポイント整備事業

国道、都道府県道、市町村道及び林道について高性能林業機械等による効率的な林業生産活動に資するための林業生産基盤を整備する事業

(c) 生活環境基盤整備事業

① 集落林道整備事業

林道を補完し、林業生産活動に供するとともに併せて山村の生活環境の改善に資する集落林道を整備する事業

② 用排水施設整備事業

林業経営及び集落の用水又は排水に必要な施設を整備する事業

③ 用地整備事業

平地の乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な施設の用地を整備する事業

④ 融雪施設整備事業

積雪地域における林道及び集落林道の冬の通行の確保を図るために必要な施設を整備する事業

⑤ 林道集落内健康増進広場整備事業

林業集落において林業者等の労働環境整備を目的とした健康増進のための広場を整備する事業

⑥ 林業集落内防災安全施設整備事業

林業集落の防災安全のための施設を整備する事業

(d) 交流促進施設整備事業

① アクセス林道整備事業

林道を補完し、森林やフォレストアメニティ（森林公園）施設へのアクセスのための林道を整備する事業

② フォレストアメニティ（森林公園）施設整備事業

フォレストアメニティ（森林公園）内に必要な各施設を整備する事業

③ 森林利用施設等排水施設整備事業

森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設を整備する事業

④ 林道沿線修景施設整備事業

フォレストアメニティ（森林公園）内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側・法面に修景施設を整備する事業

(c) 滞在施設整備事業

① 滞在施設基盤整備事業

公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等を整備する事業

② 森林コミュニティ環境整備事業

滞在施設周辺の生活環境の整備を図るため、花木の植栽、広場、遊歩道、駐車場等を整備する事業

(f) 森林整備事業（造林保全課）

保健文化機能等を高度に発揮する森林の造成・整備を目的として、修景林整備を行う事業

(g) 特認事業

林野庁長官が特に認めた事業

(i) 高密度林道網整備事業

この事業は、国産材時代の実現に向けた低コスト林業の確立に資するため、高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を早急に促進するとともに、トラクタ、集材機等在来型の林業機械を用いた効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進することを目的とした事業である。

a 事業内容

〔事業のタイプ〕

① 高性能林業機械作業システム型

高性能林業機械作業システムを導入している又は今後、導入を予定している地域を対象に、採用する高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を促進する。

② 在来型機械作業システム型

トラクタ、集材機等の在来型林業機械を用いた作業システムを用いる地域を対象に、効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進する。

〔事業の種類〕

① 高密度林道網整備全体計画調査

採用する高性能林業機械作業システムの効率的な稼働等に適した地域全体の路線計画の策定

② 広域基幹林道整備事業

③ 普通林道整備事業

④ 施業林道整備事業

地形、地質に馴染んだ線形の採用等従来の林道よりも比較的安価に開設できる林道の整備

⑤ 作業ポイント整備事業

高性能林業機械等による伐木造材、集運材等広範な作業に利用できる用地及び取り付け道等の整備

エ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源を持って、昭和41年度から峠越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から林道の舗装事業を実施している。

(ア) 峠越連絡林道事業

この事業は、民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峠越し等より連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るため林道を開設するものである。

(イ) 林道舗装事業

この事業は、林道の機能向上を図り、農山村地域の改善に資するため既設林道を舗装するものである。

オ 調査事業

近く開設を予定している広域基幹林道等のうち、事業規模の大きい路線及び路線位置・線形・開設効果・工法等に特に留意する必要がある路線について事業実施に先立って調査し、経済的・合理的な路線計画を決定し、事業計画に万全を期するため、路線調査等を行っている。

また、民有林林道に関連する諸問題を解明するため、各種調査事業を実施している。

カ 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすので、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成5年度末をもって3年災は100%完了、4年災は98%、5年災は76%まで復旧した。

なお、これに要した国費は表3のとおりである。5年の被害は344億4,589万円である。その内訳は表4のとおりである。

表3 5年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

(単位：千円)

区分	全体国費 (改国費)	5年度国費	5年度まで 国費累計
3年災	12,354,926	136,825	12,357,180
4年災	8,629,630	2,282,175	8,456,488
5年災	24,845,777	18,946,886	18,946,886

表4 5年災内訳

主 な 災 害 名			箇所数	被 害 額
			(単位：千円)	
融	雪	災	81	747,653
梅	雨	災	3,512	11,600,373
台	風	災	4,405	14,996,583
そ	の	他	2,178	7,101,277
合	計		10,176	34,445,886

(2) 間伐促進強化対策

「森林地域活性化緊急対策」が平成元年度で終了したことに伴い、平成2年度から6年度までの5か年間に緊急に間伐を必要とする森林140万haに対し、立地条件に応じた効果的な間伐の実施、作業道等基盤の整備、流通施設等の整備、利用拡大のための施設の整備を総合的・計画的に行う「間伐促進強化対策」を引き続き実施した。(表5参照)

ア 間伐促進強化対策推進事業の実施

都道府県による間伐推進協議会、間伐技術等の講習等を実施するとともに、森林組合等の事業運営資金の借入れの円滑化のための事業、間伐材生産の合理化のための機械の開発・普及事業を行った。

イ 間伐促進強化対策事業の実施

集団間伐の実施、作業道等の基盤整備、流通施設等の整備、間伐材利用拡大施設の整備に要する経費について助成を行った。また、新たに、地域の共同間伐を推進するための条件整備を行った。

表5 5年度予算内訳 (千円)

間伐促進強化対策	8,933,920
(ア)間伐促進強化対策推進事業費	280,529
a 間伐促進強化体制整備事業費	40,228
b 間伐技術等浸透講習事業費	7,914
c 森林整備推進体制強化事業費	125,344
d 間伐等促進機械開発普及推進事業費	107,043
(イ)間伐促進強化対策事業費	8,653,391
a 間伐実施事業費	4,465,780
b 基盤整備事業費	2,023,426
c 流通施設等整備事業費	1,076,625
d 間伐材利用拡大施設整備促進事業費	164,160
e 地域共同間伐整備事業費	923,400

(補正予算を含む)

(3) 森林開発公団事業

ア 水源林造成事業

森林開発公団が分収林特別措置法(昭和33年法律第57条)第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者と

なって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、原則として、事業費の3分の2を出資金、残りの3分の1を財投借入金で実施している。

5年度においては、新植5,900ha、下刈5万1千ha、除伐1万9千ha、その他保育事業等を実行し、昭和36年度開始以来平成5年度末までの新植面積累計は38万2千haである。

なお、分収造林契約の分収割合はおおむね公団50、土地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林道整備事業

森林の多くが旧薪炭林で占められており、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の根幹となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の3分の2を国庫補助金、残り3分の1を財投借入金で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成5年度においては、27路線、延長69kmを実施し、昭和48年度開始以来平成5年度末までに、全体計画29路線、延長1,982kmのうち延長764kmの開設、改良を実施した。

ウ 大規模林道支線整備事業

大規模林業圏の総合的な開発に資するため、既存の大規模林道と国・県道・市町村道を連絡し、幹線林道ネットワークを形成する林道の開設、改良を行う事業であり、平成3年度から実施している。財源については、大規模林道と同様である。

平成5年度においては、3路線、延長6kmの開設、改良を実施した。

エ 特定森林総合利用基盤整備事業(NTT-Aタイプ)

地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない奥地山村地域において、林業の振興と同地域の活性化を促進するため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に基づく国の無利子貸付制度を活用して、森林空間を利用したスポーツ・レクリエーション施設等の収益回収事業に密接に関連する林道の開設、拡張事業、造林事業及び保安施設事業を行う第3セクターに対し、必要な資金を無利子で貸し付ける事業で昭和63年度から開始している。

表 6 平成 5 年度森林開発公団事業予算 (百万円)

水源林造成事業	52,093
国 費	36,093
政府補助金	1,826
政府出資金	34,267
財投借入金	16,000
大規模林道整備事業	34,508
国庫補助金	27,208
財投借入金	7,300
大規模林道支線整備事業	1,524
国庫補助金	1,224
財投借入金	300
特定森林総合利用基盤整備 プロジェクト (N T T - A)	143

第 2 節 森林資源の充実と 森林の保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物自給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、国は国民経済的観念にたち、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和 26 年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経て今日に至っている。

現行の森林計画制度体系は、農林水産大臣が林業基本法第 10 条の規定に基づいてたてる「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について 5 年ごとに 15 年を 1 期としてたてる「全国森林計画」(森林法第 4 条)、都道府県知事が全国森林計画に即し、森林計画区に係

る民有林について 5 年ごとに 10 年を 1 期としてたてる「地域森林計画」(森林法第 5 条)、営林(支)局長が全国森林計画に即し、森林計画区に係る国有林について 5 年ごとに 10 年を 1 期としてたてる「地域別の森林計画」(森林法第 7 条の 2)、都道府県知事によって指定された市町村長が当該市町村内の民有林の間伐、保育等に関し 5 年ごとに 10 年を 1 期としてたてる「市町村森林整備計画」(森林法第 10 条の 8)及び森林所有者等が自発的意思に基づき自己の有する森林について 5 年を 1 期とする森林の施業に関する計画を作製し、都道府県知事の認定を求める「森林施業計画」(森林法第 11 条、第 18 条)等からなっている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の内容

全国森林計画は、農林水産大臣が「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」(昭和 62 年閣議決定)に即し、かつ、保安施設の整備状況等を勘案して、我が国の森林整備の推進に関する基本的事項を定める 15 年を 1 期とする計画である。

この度、森林法の一部を改正する法律(平成 3 年法律第 38 号)の施行に伴い、平成 3 年 8 月 9 日に同日から平成 19 年 3 月 31 日までをその計画期間とする新たな全国森林計画が閣議決定された。

新たな全国森林計画は、森林の有する多様な機能の発揮に対しての国民の期待の著しい高まりに応えるため、「緑と水」の源泉である多様な森林整備を推進し、「国産材時代」の到来を現実のものとする基本的考え方の下に、森林の流域管理を一層徹底するという観点から、新たに全国 44 広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び伐採、造林、林道等の計画量を定めたものである。

計画策定の重要事項

① 森林資源内容の多様化・高度化

育成途上にある人工林の間伐・保育の推進、伐期の多様化・長期化、複層林施業、育成天然林施業の積極的な推進

② 良好な自然環境の保全・形成と森林・林地の保全

原生的な森林や貴重な種の保存等自然環境の保全、保健・文化・教育的活動の場としての森林空間の整備、良好な生活環境を確保する森林・林地の適正な保全・利用

③ 森林・林業の活性化を図るための条件整備の推進

林道等の路網の整備、森林施業の共同化の促進、林

業従事者の養成・確保、林業の機械化の促進、合理的な流通・加工体制の構築等

イ 全国森林計画の概要

(7) 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の有する機能ごとの森林の整備の推進方法を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間内において到達すべき森林資源の状況及び林道整備率（表7）を定めた。

表7 森林整備の目標

(単位：面積万 ha, 材積 m^3)

区 分	現 況	計画期末
人工林面積		
単層林	1,024	1,062
齢級構成%		
I～III	20	11
IV～標伐未満	68	42
標伐以上	12	47
複層林	9	36
天然林面積		
育成天然林	59	161
天然生林	1,293	1,126
森林蓄積 (ha 当たり)	124	163
林道整備率%	42	67

(注) 1 現況については平成2年3月31日現在の数値とする。

2 林道整備率とは、「森林資源に関する基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

3 標伐とは、樹種ごとの標準伐期齢の樹種別占有面積により加重平均したものの齢級である。

(4) 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

人工林施業、天然林施業別に、施業実施に当たっての技術指針及び森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表8、9）を定めた。

表8 伐採立木材積計画量

(単位：百万 m^3)

区 分	総 数	主 伐	間 伐
伐採材積	728	516	212

表9 造林面積

(単位：千 ha)

区 分	人工造林	天然更新
面 積	1,463	2,386

(7) 特定施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、複層林施業及び長伐期施業といった特定森林施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業の基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

(2) 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林の施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、計画期間内における林道開設量（表10）を定めた。また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

表10 林道開設量

(単位：千 km)

区 分	総 数	基幹林道	そ の 他
開 設 量	69	22	47

(4) 森林の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を図るため、森林施業の共同化の推進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取り組みの方向を明らかにした。

(6) 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の維持増進を図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

(8) 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量（表11、12）を定めた。また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

表11 保安林の指定面積

(単位：千 ha)

総 数	水源かん養のための保安林	災害防止のための保安林	保健・風致の保存等のための保安林
409	228	134	48

表12 保安施設事業

(単位：千 ha)

区 分	山地治山	防 災	林 成	水源地域	保 安 林
計画量	1,974	59	521	3,753	

(7) 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の

設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画

ア 民有林の地域森林計画

地域森林計画は、都道府県知事が森林計画区（農林水産大臣が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。全国で158森林計画区）別に、5年間で一巡するようにたてられている。

地域森林計画の計画事項は次の通りである。

(ア) その対象とする森林の区域

(イ) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項

(ロ) 伐採立木材積、立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(ハ) 造林面積、造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

(ニ) 間伐立木材積、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育に関する事項

(ホ) 特定施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

(ヘ) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

(コ) 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(ク) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

(ケ) 保安林の整備、森林法第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

(コ) 特定保安林の整備に関する事項

(セ) 森林の保健機能の増進に関する事項

(ス) その他必要な事項

平成5年度は、全国32森林計画区の民有林について地域森林計画がたてられた。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムを民有林・国有林の調整の下に一体的に推進するために森林法の改正により法定化されたものであり、営林（支）局長が民有林と同じ森林計画区について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。ただし、管理経営主体が単一である国有林の性格上、「森林施業の共

同化」は計画事項とはされていない。

国有林の地域別の森林計画は、各種事業の実行計画として機能させるための要件が完備されていないことから、国有林野については、国有林の地域別の森林計画と林野庁長官がたてる事業運営の基本方針に従い、経営的側面に付与して、具体的な事業の箇所付け等を含むより属地的な計画となる「施業管理計画」を樹立している。

施業管理計画は5年ごとに5か年の計画を営林署の管轄区域について樹立するものである。

この計画においては、国有林野の施業及び管理の基本的事項、国有林野の区画の名称及び区域、機能類型と類型ごとの施業管理の基準、伐採、造林、林道、治山、地域振興などが計画事項として定められている。国有林野事業については、多様化する国民の要請に的確に応えるため、総合的にみて森林の諸機能が最高度に発揮されるよう管理経営をすることとしており、具体的には施業管理計画において、重点的に発揮させるべき機能によって、国有林野を次の4タイプに類型化しそれぞれの機能の維持向上を図るのにふさわしい管理経営を行っている。

(ア) 国土保全林（国土の保全を第一とすべき森林）

(イ) 自然維持林（自然環境の保全を第一とすべき森林）

(ロ) 森林空間利用林（森林レクリエーション等の保健・文化的利用を第一とすべき森林）

(ハ) 木材生産林（木材生産等の産業活動を行うべき森林）

なお、水源かん養の機能については、すべての森林において発揮させるものとしている。

(3) 市町村森林整備計画

林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により「森林整備計画制度」が創設された。さらに、平成3年の森林法の改正により計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設され、現行の「市町村森林整備計画制度」に至っている。

市町村森林整備計画は、都道府県知事が一定の要件を満たす市町村を森林整備市町村に指定して、この森林整備市町村が、間伐、保育等の森林整備及び森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、機械の導入促進等森林整備の条件整備に関する事項について、その区域にある地域森林計画の対象となって

いる民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画である。

平成6年3月末現在、1,964市町村で計画が策定されており、森林整備市町村の民有林の総面積は、全国の民有林面積の9割を占めている。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第八次治山事業五箇年計画

第七次治山事業五箇年計画が平成3年度に終了したことから、治山治水緊急措置法(昭和35年法律第21号)を改正し、安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進、緑豊かな生活環境の保全・創出を基本方針として、第八次治山事業五箇年計画(総額2兆7,600億円、うち治山事業1兆9,000億円、計画期間平成4～8年度)を策定した。

5年度は、その2年度として、当初3,277億円、補正1,511億円をもって事業が実施された。進捗率は44.3%である。(国有林治山事業を含む。)(表13)

表13 第八次治山事業五箇年計画の実績
(単位:億円)

区 分	第八次五箇年 計画額	5年度末実績	進捗率
治山事業	19,000	8,420	44.3%
(注) 国有林治山事業を含む。			

イ 事業実施の概要

5年度の民有林治山事業は、当初でNTT無利子貸付金も含め、事業費2,954億8,522万円(前年当初比105.1%)、国費1,518億1,900万円(前年当初比102.9%)(表14)、補正で事業費1,296億9,365万円、国費658億8,078万円をもって実施された。

なお、この他にNTT償還時補助分として、当初で国費23億0,940万円、補正で国費695億2,750万円がある。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、新規1地区、直轄地すべり防止事業は、継続11地区において実施した。

また、2年災に係る阿蘇地区(熊本県)において、直轄治山激甚災害対策特別緊急事業により、緊急かつ計画的に復旧整備を実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、防災林保全調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地を整備し、山地災害の未然防止を図るため、林地荒廃防止事業を創設するとともに、復旧治山、予防治山を積極的に推進し、省力森林土木工法等開発パイロットを計画的に推進した。

b 防災林造成

海岸防災林造成、防風林造成及びなだれ防止林造成を計画的に実施した。

c 保安林整備

保安林の機能を維持強化するため、保安林改良、保育及び保安林買入を計画的に実施した。

d 保安林管理道整備

治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の整備を着実に実施した。

e 治山施設修繕

破損等により機能が著しく低下している治山施設の修繕を緊要なものから実施した。

f 防災対策総合治山

次の事業について積極的に実施した。

(a) 松くい虫被害緊急対策治山事業は、松くい虫の被害が激甚な地域において、松くい虫被害保安林等の復旧及び崩壊の防止等を緊急に実施した。

(b) 地域防災対策総合治山事業は、荒廃山地等が存する一定地域において、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続179地区、新規35地区について実施した。

(c) 地域生活基盤整備総合治山事業は、荒廃山地等が存する一定地域において、山地災害の未然防止を図り、良好な居住環境の創出に寄与し、安全でうるおいのある地域の生活基盤の整備に資するため、継続25地区、新規20地区について実施した。

(d) 環境保全総合治山は、自然環境の優れた地域等の森林が国土保全機能、自然環境保全機能等をより高度に発揮するため、自然景観、貴重な動植物等にも配慮して事業を実施するもので、新規10地区について実施した。

(e) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続3地区について実施した。

g 水源地域整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 水源地域森林総合整備事業は、重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続

表14 平成5年度民有林治山事業予算

		(単位：数量 ha, 金額千円)		
事 項		数 量	事 業 費	国 費
直轄	治山事業費	1,195	10,212,300	7,537,256
直轄	治山激甚災害対策特別緊急事業費	38	247,000	187,720
直轄	地すべり防止事業費	520	5,861,170	4,323,762
治山	事業調査費		106,090	106,090
治山	事業費補助	79箇所	341,557	250,956,939
山	山地治山	14,182	86,005,731	43,141,804
	復旧治山	8,292	57,104,496	28,705,804
	予防治山	5,652	27,770,415	13,875,000
	省力森林土木工法等開発パイロット	47	324,479	161,000
	林地荒廃防止	191	806,341	400,000
防	災害林造成	2,609	13,365,373	6,660,000
海	岸防災害林	1,239	7,891,182	3,985,000
防	風林	308	288,708	142,000
な	だれ防止林	1,062	5,185,483	2,533,000
保	保安林整備	307,744	60,006,759	21,271,000
	保安林改良	14,428	7,655,003	3,740,000
	保安林育入	293,275	51,751,521	17,330,000
	保安林管理道整備	41	600,235	201,000
治山	施設修繕	58km	5,104,269	2,526,000
防	災害対策総合治山	79箇所	433,006	145,000
	松くい虫被害緊急対策治山	2,404	30,034,202	15,037,000
	地域防災対策総合治山	815	1,370,546	680,000
	地域生活基盤整備総合治山	1,263	21,822,008	10,940,000
	環境保全総合治山	255	5,352,929	2,656,000
	火山地域防災機能強化総合治山	43	906,933	450,000
	水源地域整備	28	581,786	311,000
水	源地域森林総合整備	10,642	35,763,130	17,838,000
	水源地域緊急整備	1,990	5,482,393	2,732,000
	集落水源山地整備	5,555	23,160,123	11,567,000
	水質保全特別対策治山	2,496	5,064,794	2,519,000
環	境保全保安林整備	601	2,055,820	1,020,000
	広域総合生活環境保全林整備	3,976	20,244,469	9,889,000
	生活環境保全林整備	691	3,981,747	1,945,000
	多目的保安林総合整備	2,943	10,612,531	5,184,000
治山	激甚災害対策特別緊急	342	5,650,191	2,760,000
国	有林野内治山事業費補助	386	2,676,963	1,431,000
地	すべり防止事業費補助	473	2,791,214	1,385,000
	溪流	56箇所	2,557	22,633,546
	山腹	2,111	18,416,546	9,317,000
	修繕	446	3,920,000	1,960,000
後進	地域特例法適用団体補助率差額	56箇所	297,000	99,000
	通常分計			8,347,000
後進	地域特例法適用団体追加貸付金	135箇所	346,726	295,485,222
	N T T 分計			151,201,632
	民有林治山事業計			617,368
		135箇所	346,726	295,485,222
				151,819,000

27地区、新規6地区について実施した。

(b) 水源地域緊急整備事業は、ダム等の上流の水源地域において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続175地区、新規43地区について実施した。

(c) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象として、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続43地区、新規35地区について実施した。

(d) 水質保全特別対策治山事業は、水源貯水池等の周辺森林及び魚つき保安林において、流域及び沿岸域の水質保全等に資するため、継続20地区、新規15地区について実施した。

h 環境保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 広域総合生活環境保全林整備事業は、林地開発等の著しい地域に存する保安林の機能を高度に発揮させ、安全でうるおいのある生活環境を保全・創出するため、継続17地区、新規1地区について実施した。

(b) 生活環境保全林整備事業は、地域住民の生活周辺において、防災機能と保健機能を高度に発揮する保安林を整備するため、継続88地区、新規33地区について実施した。

(c) 多目的保全林総合整備事業は、市街地等の周辺において、保安林の種類に応じた森林整備を行うため、継続45地区、新規45地区について実施した。

i 治山激甚災害対策特別緊急

2年災に係る阿蘇・竹田地区（熊本県、大分県）、3年災に係る島原地区（長崎県）、大分北西部地区（大分県）の継続3地区について、一定計画に基づき再度災害の防止を図るため、緊急かつ計画的に復旧整備を実施した。

j 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

k 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所から地すべり防止工事を実施した。

l NTT無利子貸付事業（Bタイプ）

平成3年度のNTT無利子貸付事業（Bタイプ）に係る後進地域特例法適用団体追加貸付金を貸付した。

エ 災害の復旧

平成5年の林地荒廃、治山施設の災害発生状況は、北海道南西沖地震、6～7月梅雨前線豪雨、8月豪雨、13号台風等に伴う暴風雨・豪雨による枝害等が発生し、被害箇所8,150箇所、被害額約2,063億円となり、昨年

より33%増加した（表15）。

これらの災害に対し、5年度は過年災分を含め、332億5,917万円（国費）をもって災害復旧等事業を実施した（表16）。

表15 5年発生災害

		（単位：千円）	
	箇所数	金	額
(1) 林地荒廃	8,006	195,274,228	
(2) 林地荒廃防止施設	144	11,030,121	
直轄治山施設	—	—	
公共土木施設（負担法）	144	11,030,121	
農林水産施設（暫定法）	0	0	
計	8,150	206,304,349	

表16 5年度災害復旧関係事業実績（過年災分含み）

		（単位：千円）	
(1) 山林施設災害復旧事業		5,152,166	
直轄治山施設		10,166	
公共土木施設		5,142,000	
農林水産施設		0	
(2) 山林施設災害関連事業		28,107,000	
直轄治山等災害関連緊急事業		102,000	
災害関連緊急治山等事業		25,751,000	
治山施設等災害関連事業		130,000	
林地崩壊防止事業		599,477	
災害関連山地災害危険地区対策事業		29,523	
後進地域特例法適用団体補助率差額		1,495,000	
計		33,259,166	

(2) 保安林制度

保安林制度は水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公共目的を達成するために、特に重要な森林を保安林として指定し、その森林の適正な保全と森林施業を確保することによって、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための制度である。

保安林の整備は昭和29年以来、保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）に基づいて農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進しているところであるが、近年の保安林整備の現状をみると、なお、水源のかん養や災害の防備等のために保安林の配備を積極的に進める必要がある地域が多く存在することに加え、林業を巡る厳しい環境の下で、造林、保育等の必要な施業及び管理が適切に行われなくなっていることから、所期の機能を十分に発揮していないと認められる保安林が増加してきており、山崩れ等の山地災害の危険性が高まるといふ新しい事態が生じている。このような事態に対処するため、昭和59年4月、保安林整備臨時措置法を改正し、指定の目的に即

して機能していないと認められる保安林を緊急かつ計画的に整備するため特定保安林制度を創設するとともに、有効期限を10年間延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定める第4期保安林整備計画を昭和59年度から4か年で策定、同計画に基づき計画的整備に努めてきた。

平成5年度末現在における保安林面積は、延べ898万haと我が国の森林面積の約36%、国土面積の約24%を占めるに至っている（表17）。

このような情勢の中で平成5年度にとられた保安林の主な施策は下記のとおりである。

ア 保安林の指定、解除

第4期保安林整備計画においては、水源かん養、土砂流出防備、保健保安林等のきめ細かな指定を促進することとしており、平成5年度は必要な事務の実施のほか、新たな崩壊地等で治山事業を実施する等の箇所の調査及び有効期間が満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施した。

イ 保健保安林の施設整備

民有保健保安林の無秩序な利用の防止と併せて利用者の安全かつ快適な利用を確保するため、案内板、防護柵、自然探索路等の保健保安林の基盤的施設を設置してきているが、平成5年度は全国で35か所の整備を実施した。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調整、保管等の事務を行ったほか、保安林関係事務処理の適正化、迅速化を図るため、昭和63年度に林野庁が開発した情報の電算処理を行う保安林管理システムを1県当たり3か年計画で導入することとし、平成5年度においては、平成4年度に初年次分を着手した5県については2年次分、平成3年度に初年次分を着手した14県については3年次分を実施するとともに、システムの導入が完了した28県については本システムの活用で行う保安林管理情報システム実施事業を実施した。

また、保安林管理の適正を期するため、保安林適正管理推進事業を実施するとともに、保安林管理を重点的に行う必要があると認められる地区について、保安林境界の明確化を図るための調査を実施した。

エ 損失補償

保安林の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を補償するため、平成5年度はおよそ6億8千万円の損

失補償金を交付した。

オ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備、管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこととしており、平成5年度は約11haの買入れを行った。

3 国土緑化の推進

我が国の経済成長や都市化の進展に伴い、緑資源の基盤が脆弱化するとともに、緑資源を管理する農山村の人々と都市住民との間の緑意識の隔たりが懸念されるようになったが、近年、地球的規模での環境を守る気運が増す中、緑資源急減の問題ともあいまって、水資源のかん養、国土保全、ひいては、うるおいのある生活環境としての緑資源に対する国民の関心が高まりつつある。

こうした背景のもとで林野庁においては、国土緑化推進機構が行う国土緑化運動、日本緑化センターの行う緑化に関する技術開発、情報の収集・分析・提供等の事業及び都道府県が行う緑化パイロット事業等に対して補助を行っている。

(1) 国土緑化推進機構とその事業

国土緑化推進機構は森林資源の造成、国土保全及び水源かん養並びに生活環境の緑化を図ることを目的として、25年に発足以来国民運動として国土緑化運動を推進している。国は、40年度からこの運動に対して補助しているが、5年度においては、次の事業に対して総額2,607万円を助成した。

ア 緑化の推進

国土緑化の中心的行事である全国植樹祭の開催、毎年春季の緑化強調期間中に展開される各種の緑化思想の普及啓発のための行動及び学校植林・学校環境緑化コンクールに対して助成した。

イ 育樹運動の推進

全国育樹祭は我が国における人工林の大部分が戦後に植栽されたものであり、森林に欠くことのできない育林の重要性を意識し、52年度から皇太子・同妃両殿下をお迎えし、活力ある森林造成の啓発を図るため開催されてきており、この開催に必要な経費等に対して助成した。

ウ 流域森林整備の推進

機能低位森林を対象とした分収林による整備手法の調査検討及び技術情報・分収林制度の普及啓蒙、国民の分収育林への参加を促進するため、森林インストラクター等の情報整備システムの開発に対して助成した。

表17 保安林の種類別面積（平成6年3月31日現在）

保安林種	所有別	国 有 林	民 有 林	総 数	(単位：千ha)
					対全保安林比率%
水源かん養保安林		3,173	2,939	6,112	(72.5)%
土砂流出防備保安林		760	1,224	1,983	(23.5)%
土砂崩壊防備保安林		13	33	46	(0.6)%
1～3号保安林計		3,946	4,196	8,142	(96.5)%
飛砂防備保安林		4	12	16	
防風保安林		23	32	55	
水害防備保安林		0	1	1	
湖害防備保安林		5	8	13	
干害防備保安林		16	24	41	
防雪保安林		—	—	—	
防霧保安林		9	47	56	
なだれ防止保安林		5	14	19	
落石防止保安林		0	1	2	
防火保安林		0	0	0	
魚つき保安林		6	22	28	
航行目標保安林		1	0	1	
保健保安林		281	295	576	
風致保安林		12	14	27	
4号以下保安林計		363	471	834	(9.8)%
総 数		4,309	4,667	8,977	(106.4)%
(実面積)		(4,050)	(4,385)	(8,435)	(100.0)
国土面積に対する比率		(11.4)	(12.4)	(23.8)	
全国森林面積に対する比率		(17.1)	(18.5)	(35.6)	
所有別森林面積に対する比率		(54.8)	(26.9)	(35.6)	

(注) 1 同一箇所でも2種類以上の保安林種に指定されているものについては、それぞれの保安林種欄に計上してある。

2 合計欄の()は、(注)1の重複面積を差し引いた実面積である。

3 全保安林に対する比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

(2) 日本緑化センターとその事業

日本緑化センターは緑化に関する総合的な調査研究、技術開発、情報の収集・提供、緑化技術の普及・指導等の業務を行うことにより、緑化事業の円滑な推進を図るための機関として、48年度に財団法人として設けられたもので、5年度においては総額7,575万円を助成した。

ア 森林利用高度化対策

保健・休養、教育、文化等森林の高度利用に資するため、森林の整備・改良を地域の自然的、社会的条件に応じたモデル計画に基づき、パイロットフォレストの造成に対して助成した。

イ 修景植栽の開発

樹木の植栽により修景効果が向上するとともに、優れた自然環境の形成が見込まれる地域でのサクラの植栽に対して助成した。

ウ 森林水資源対策の推進

森林水資源問題について国民の理解と関心を高める

ための普及啓発、情報の調査・収集、分析、総合的な森林対策に対して助成した。

エ ふるさとの樹保全対策

樹木医制度による専門家（樹木医）の養成・確保、巨樹・古木林等の保全技術の確立と普及、及び巨樹・古木林等の調査に対して助成した。

(3) 都道府県における緑化

ア 都道府県緑化パイロット事業

緑化に関する新技術の普及を図り、地方における緑化の推進に資することを目的に、都道府県が当該地域の環境条件に適応したモデル緑地を造成するもので、5年度においては、北海道他1県に対して949万円を助成した。

イ 流域森林整備推進総合対策

機能低位森林を分取林によって整備するための推進活動、不在村森林所有者等の森林整備に対する上下流の協力関係の促進、森林インストラクター等の人材情報の収集・提供に対して助成した。

4 森林保全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号)(以下「防除法」という)及び「松くい虫被害対策特別措置法」(昭和52年法律第18号)に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5か年間の限時法として制定し、被害の終息に努めたが、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に「松くい虫防除特別措置法」の一部を改正し、その期限を延長するとともに名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という)と改めた。それ以後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向にあるほか、寒冷地における年越し枯れ等、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。以来、各種被害対策の総合的な推進が図られた結果、被害量はピーク時の半分以下まで減少したが、なお、毎年100万㎡近い異常な被害の発生をみていることから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。

平成4年度以降は、この「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進しているところである。

ア 5年度予算の概要

5年度の森林病虫害等防除事業の予算は、国営事業7,379万円(うち委託費6,952万8千円、損失補償426万2千円)、補助事業44億2,900万1千円、総額45億279万1千円で前年度比95.6%となっている。(表18)

イ 5年度の事業概要

(7) 松くい虫被害対策

a 防除体制の整備

防除体制の充実等を図るため、航空機による被害木の探査、被害発生を予測するための観測拠点等の整備を行うとともに、地域における自主防除体制を整備する事業を実施した。

b 防除手段の強化、多様化

防除手段の強化、多様化を図るため、特別防除、動力噴霧機等を用いた地上散布に加え、新たにスプリンクラーを用いた地上散布を行うとともに伐倒駆除、補完伐倒駆除、特別伐倒駆除、アカゲラが松くい虫の幼虫を捕食する習性を利用した防除を行う事業、松くい

虫の繁殖源となりにくい健全な松林とするため除伐や間伐を推進する事業を実施した。

c 樹種転換の推進等

「保全する松林」の周辺において、松林を広葉樹林等へ樹種転換し、「保全する松林」の保護樹林帯を造成するため、松の除去を行う事業、広葉樹林等からなる森林を造成する事業、これらの樹種転換を推進するため都府県が関係者に対して指導、働きかけ等を行う事業を実施した。

また、被害跡地の復旧等のための造林、治山、林道の各事業を実施した。

d 研究開発の推進等

研究開発等においては、生物的防除手法等の開発、「保全する松林」の総合的な管理手法の開発を行うとともに、東北地方等を対象とした抵抗性松の育成を図る事業を実施した。

このほか、被害材等の利用を促進するための炭化施設の整備等を行う事業を実施するとともに、農林漁業金融公庫資金、林業改善資金の融資を行った。

(4) その他森林病虫害等被害対策

動物被害の防除においては、新たにシカの食害に対処するための忌避剤の散布事業を実施した。また、松くい虫以外の森林病虫害の防除及びスギ・ヒノキ穿孔性害虫による被害対策を推進する事業を実施するとともに、材質劣化森林病虫害等の防除マニュアルを作成するための調査を実施した。

(2) 森林保全管理

ア 林野火災対策

(7) 林野火災の現状

林野火災の63年から4年の年平均は出火件数2,828件、焼損面積2,338ha、損害額約7億円、死者17人となっている。この被害は直接的な被害であって、林野火災による間接的な被害、例えば復旧に要する費用や消火に要した人件費、さらに森林のもつ公益的機能の損失等を見積もれば巨額なものとなる。

林野火災の発生が最も多い時期は1～5月となっている。この時期は概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、出火の危険性が高くなるためである。最近では森林レクエーションの多様化に伴い、8月の発生も増えている。また、森林開発等に伴う森林と住宅の近接化等による林野火災被害の危険性も増大している。

林野火災の出火原因についてみると、63年から4年の年平均によれば、たき火によるものが全体の38%を占め最も多く、次いでたばこ17%、火遊び9%の順となっている。

表18 5年度森林病虫害等防除事業予算

区 分	委 託 費		損 失 補 償 金		計		補 助		合 計	
	数	金 額 (千円)	数	金 額 (千円)	数	金 額 (千円)	数	金 額 (千円)	数	金 額 (千円)
1 松くい虫防除費		41,882		4,262		46,144		3,621,733		3,667,877
(1) 特別防除	700ha	32,358			700ha	32,358	82,500ha	1,906,823	83,200ha	1,939,181
特別措置法	700ha	32,358			700ha	32,358	28,900ha	667,966	29,600ha	700,324
奨励防除							44,400ha	1,026,217	44,400ha	1,026,217
(2) 地上散布	80ha	5,262			80ha	5,262	9,200ha	212,640	9,200ha	212,640
防除法	80ha	5,262			80ha	5,262	11,820ha	425,001	11,900ha	430,263
奨励防除							8,420ha	301,092	8,500ha	306,354
(3) 伐倒駆除	300m³	2,224	300m³	2,224	600m³	4,448	3,400ha	123,909	3,400ha	123,909
防除法	300m³	2,224	300m³	2,224	600m³	4,448	235,190m³	719,552	235,790m³	724,000
奨励防除							94,890m³	286,212	95,490m³	290,660
(4) 特別伐倒駆除	300m³	1,712	300m³	1,712	600m³	3,424	140,300m³	433,340	140,300m³	433,340
特別措置法	300m³	1,712	300m³	1,712	600m³	3,424	118,300m³	381,139	118,900m³	384,563
奨励防除							57,900m³	208,788	58,500m³	212,212
(5) 補完伐倒駆除							60,400m³	172,351	60,400m³	172,351
特別措置法							12,200m³	28,779	12,200m³	28,779
奨励防除							6,600m³	15,569	6,600m³	15,569
(6) 伐採跡地駆除(防除法)	40 a	41	40 a	41	80 a	82	5,600m³	13,210	5,600m³	13,210
(7) 伐採木等駆除	38m³	30	38m³	30	76m³	60	7,910 a	4,046	7,990 a	4,128
防除法	38m³	30	38m³	30	76m³	60	22,810m³	8,999	22,886m³	9,059
奨励防除							16,010m³	6,316	16,086m³	6,376
(8) 枯損幼齡木駆除(防除法)	2ha	255	2ha	255	4ha	510	6,800m³	2,683	6,800m³	2,683
(9) 被害拡大未然防止対策緊急防除							300ha	19,134	304ha	19,644
防除法							23,900m³	128,260	23,900m³	128,260
奨励防除							11,800m³	63,325	11,800m³	63,325
2 感染源除去促進対策特別事業費							12,100m³	64,935	12,100m³	64,935
3 航空機による被害木調査事業費							145,453		145,453	
4 松くい虫被害対策促進事業費							26,338		26,338	
5 松くい虫自主防除促進事業費							44地区	168,659	44地区	168,659
6 その他森林病虫害等防除費							45地区	38,612	45地区	38,612
7 その他の経費		27,646				27,646		218,898		218,898
(1) 松くい虫関係		24,105				24,105		209,308		236,954
(2) その他森林病虫害等関係		3,541				3,541		159,570		183,675
合 計		69,528		4,262		73,790		4,429,001		4,502,791
再掲 { 松くい虫関係費		65,987		4,262		70,249		4,160,365		4,230,614
{ その他森林病虫害等関係費		3,541				3,541		268,636		272,177

(イ) 5 年度予算の概要

林野火災対策予算は林野庁及び消防庁において各々計上されており、このうち、林野庁予算としては一般会計、森林保険特別会計、国有林野事業特別会計に分かれている。その概要は表19のとおりである。

表19 5 年度林野火災対策予算
(千円)

一般会計	8,646	林野火災対策費
“ (補助金)	60,750	林野火災予防対策事業
	1,046,000	防火林道整備事業
	43,500	防火森林整備事業
森林保険 特別会計	33,501	予防啓蒙普及事業
国有林野事 業特別会計	70,158	(山火事防止対策)

(ウ) 5 年度の事業の概要

a 全国山火事予防運動の実施等による予防思想の普及・啓蒙

広く国民に山火事予防思想の普及を図るため、春季(3月)に全国山火事予防運動を林野庁と消防庁の共唱で実施した。

また、林野火災の多発する時期である1～5月に山火事予防ポスター、列車広告、短波放送等により防火思想の喚起を行った。

b 民有林の火災対策

林野火災の予防及び効率的な初期消火を図るため、航空機による巡視、林野火災予防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進等を行うとともに、近年の林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火森林、防火林道を整備した。

c 国有林野の火災対策

国有林野事業においては、国有林を火災の被害から守るため、職員をもって自衛消防隊を組織するとともに、地域住民に呼びかけて受林組合等の組織づくりを促進するほか、林野火災の予防宣伝、消防用機材及び空中消火機材の配備、防火線の整備、林野火災予防のための巡視等を行っている。

イ 森林の保全管理対策

(ア) 森林パトロール等

林野火災等の森林被害を防止するため、流域を単位とした森林パトロール計画に基づいて、緑のレンジャーが森林パトロールを行うとともに、森林所有者、地域住民等の森林の保全活動に対し、必要な機材の配備

等を行った。

森林パトロール事業(補助金)	60,856千円
森林共同管理促進事業(“)	1,830千円
緑の保全活動活性化事業(“)	3,616千円

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象として林地開発許可制度が同年10月31日に発足し適切な調整を図ってきたところであるが、近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い、森林の保健休養の場等として利活用することに対し国民の期待が高まる一方、環境問題、水問題等への懸念が高まってきており、利用と保全の両立を図るために従来の運用の改善が必要となったため、平成2年度においては開発に伴い残置すべき森林等の割合等の基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為地の周辺を超えた広域にわたる影響を判断できるよう開発行為によって、その森林のもつ水害の防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加された。

(ウ) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行うこととされている。

申請を受理した都道府県は原則として現地調査を行いその内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聞いた上で、

a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

b 水害を発生させるおそれがあること。

c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には許可をしなければならないこととされている。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金が課せられることとされている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は漸減傾向にあるが、開発行為の面積は増加傾向にある。

また開発目的別面積は、農用地の造成・別荘地の造成が減少し、住宅用地の造成が増加する傾向にあり、土石の採掘、工場・事業場用地の造成はほぼ横ばいとなっている。ちなみに、5年度の許可状況は表20のとおりである。

表20 5年度林地開発許可制度運用状況

区 分	許可処分	
	件 数 (件)	面 積 (ha)
開発行為の目的		
工場・事業場用地の造成	126	781
住宅用地の造成	71	663
別荘地の造成	6	24
ゴルフ場の設置	93	4,760
レジャー施設の設置	49	588
農用地の造成	91	351
土石の採掘	262	1,950
道路の新設又は改築	2	3
その他	111	490
計	811	9,610

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に残置する森林を含まない。

2 面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

5 林業山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため平成3年度より5か年計画で全国158の流域について流域ごとに「流域林業活性化協議会」を設置し、流域における森林・林業関係者の合意のもとに「林業活性化のための基本方針」の策定やその具体化に向けた取組を推進する流域林業活性化推進事業を実施し

ているところである。

5年度において39流域において本事業を実施した。

(2) 山村の定住条件整備

ア 山村集落景観環境整備特別対策

我が国経済社会の成熟化に対応して、山村においても豊かでうるおいのある生活を実現していくためには、地域住民が自らの地域を歴史と風土に根ざした豊かな生産・生活空間として再認識し、快適で誇りを持って居住できる山村づくり、すなわち、生産・生活基盤整備と併せて、景観形成や環境保全等にも配慮した整備を行い、林業の活性化と活力ある山村を形成する必要がある。

このため、景観、環境保全に配慮した美しいむらづくりを推進するための基本構想を策定し、これに基づき、生産・生活環境基盤整備とあわせて集落の環境と調和した美しい景観の形成、環境保全等に資する施設、集落周辺の森林、林道施設等を整備する事業を実施した。

イ 森林生活空間整備特別対策

都市化の進展と緑の減少に伴い、国民のゆとりとするおにに対する要求が高まる中で、森林は、人間の生活・文化の不可欠な要素としてその重要性が増大している。また、このような重要性を有する森林と人間との共生を基本として地域の振興を図ろうとする取組がみられる。

このため、地域の豊かな森林資源及び環境資源等を活用し、個性と活力と魅力のある地域づくりを推進するための森林生活空間整備ビジョンを策定し、これに基づき、森林の総合利用を図るための森林空間の整備、安全性の確保のための治山施設の整備、森林生活空間の基盤となる生活環境の改善を図るための林道施設及び用排水施設の整備等を行う事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流促進

ア 緑の交流空間整備事業

森林に対する国民の要請が多様化する中、山村・林業の活性化、村おこし、多極分散型の国土形成等に資するため、森林を単に木材生産の場として利用するだけでなく多面的に利用する森林の総合的利用のための場づくりを積極的に推進しているところである。

しかしながら、このような森林の総合的利用は、いまだ収益性が低いこと等から経営との関連で不安定となりがちなところも出てきている。また、利用者側からも、森林浴等の場として森林を利用するだけでなく、これを機会に、山村の人々と共通体験等を通じた人間関係の形成を図りたいという要請が高まっている。

このため、都市と山村の交流を基調とし、森林総合

利用のための基盤整備、施設整備を図るほか、都市との安定的な交流のための拠点等としての施設を整備するとともに、交流促進のための体制整備等を行った。

イ 流域森林フォーラム事業

森林の公益的機能の発揮に対する期待の高まりを受け、シンポジウム、森林の文化展など流域の上下流関係のあり方等についての課題の解決を図る場を設けることにより、森林の有する価値を広く一般に啓発しつつ、森林整備についての上下流の合意形成を図るとともに、分収育林等これを通じた森林整備を促進する事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流促進

ウ 「山村で休暇を」特別対策

近年、余暇の増大やライフスタイルの多様化等が進む中で、自然とのふれあいやゆとりある生活への希求が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進展により、森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等を整備する事業を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長が地域の実状に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

1 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

我が国の林業・山村を巡る環境は、経済の国際化及び円高の進行、機械化及び路網整備の遅れ、国産材の加工・流通部門の体制整備の遅れ等による国産材の供給力の低下に加え、林業従事者の減少と高齢化の進行等ますます厳しくなっており、林業生産活動は、依然として停滞を続けている。また、山村は、過疎化、高齢化が進み、産業の振興及び地域社会の維持発展を図る上で深刻な状況となっている。他方国民の価値観の多様化に伴い、木材の需要は多様化、高度化するとともに、森林に対しては、自然や伝統文化とのふれ合い、保健休養や森林レクリエーションの場としてますます期待が強まってきた。

このような情勢の変化に対処して、林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」(活性化林構)を平成2年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の成果を踏まえて、地域の森林資源の成熟度と特色を活かしつつ、林業生産の高度化のための活動の推進、林業生産基盤の整備及び林業経営高度化施設の整備、森林体験・交流促進施設の整備等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施することとした。また、本対策より補助事業とともに農林漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実状に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業(平成2～3年度で終了)の4タイプの事業に加え、特別対策として、美しい森林むらづくりモデル事業、林業山村活力増進モデル事業(平成4～5年度実施)の2事業を実施している。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業(総合型)は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取り組みを推進するとともに、林業